

答 申 第 1 0 7 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申

令和8年2月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が別表 A 欄に記載の日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った別表 B 欄に記載の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が別表 C 欄に記載の日付けで行った公文書不存在決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審議手続きについて

審査請求人は、本決定に対しそれぞれ審査請求を行っているが、いずれも公文書の不存在を理由としているものであり、本請求の趣旨も類似の考え方によるものであることから、当審査会は手続を併合して行うことにより、審議をより迅速かつ円滑に進めることができるかと判断し、審査請求を一括して審議することとした。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

税金で運営されている三重県庁内の来庁者への案内の規則等を設けるには、それなりの決定をもって行うべきであり、根拠が説明できるものでなければならない。

それぞれの規則を決めた経緯が分かる公文書を開示し、決裁に至った論理的な根拠の説明責任を果たすべきである。（別表請求番号2）

名札をするという規則すら守れない方々、県民に「アホ」と大きな声で人前で言うことが良いのか悪いのか分からない方々が、公務で公正な判断ができるのか納税者として不安である。

不存在決定を取り消し、そのような方々が公務をしても良いとする規則・規定・判断基準を開示してほしい。

また、そのような規則がないのであれば、建築開発課では法治国家の公務員としての公務を、逸脱して行うとする規則等の公文書を開示してほしい。（別表請求番号1～3）

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

(1) 別表請求番号2①について

審査請求人が毎日来庁し、執務スペースに許可なく立ち入るなど、業務に支障があっ

たことから、執務スペースへの立ち入りを禁止する看板を設置した。

設置に係る意思決定は、所属内の口頭による協議に基づき班長が行ったものであり、決定の手續に関する文書は作成していないため、不存在としている。

(2) 別表請求番号3①について

職員の名札の着用については、勤務中の着用の励行を図る旨の通知は存在するが、審査請求人が求める「名札をしないで関係者しか入れないスペースに立ち入ってもいい」といった趣旨の規則等は作成していないため、不存在としている。

(3) 別表請求番号1、2②～⑥、3②及び③について

審査請求人がその他求める具体的な文書について、特定の職員が業務を行ううえでの規定等は作成していないため、不存在としている。

## 6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

ア 別表請求番号2①について

審査請求人は、庁舎内における来庁者への案内の規則を設けるには、それなりの決定をもって行うべきであり、その規則を決めた経緯が分かる公文書を開示すべきと主張する。

一方で、実施機関は、看板の設置については、所属内の口頭による協議によって決定したものであり、決定の手續に関する文書を作成しておらず、不存在と主張する。

実施機関の当該文書を作成していないとする説明に不自然・不合理な点は見受けられず、他に公文書の存在をうかがわせるような事情も認められない以上、当審査会としては、実施機関が当該文書を作成しておらず、存在しないと判断せざるを得ない。したがって、当該文書を不存在とした決定は妥当である。

イ 別表請求番号3①について

審査請求人は、公務中にしなければならない名札を着用していない職員が執務スペースに立ち入ることを許容する根拠となる規則等を開示すべきと主張する。

一方で、実施機関は、職員に対して名札の着用の励行を図る旨の通知は存在するものの、審査請求人が求めるような名札を着用しないことを許容する趣旨の規則等は作成しておらず、不存在と主張する。

この点について、職員の服務規律として名札の着用を促すことはあっても、これに反し、名札を着用しないことを許容する趣旨の規則等を作成又は取得する理由があるとは通常想定し難く、当該文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

したがって、当該文書を不存在とした決定は妥当である。

#### ウ 別表請求番号 1、2 ②～⑥、3 ②及び③について

審査請求人は、特定の職員個人の業務や、自身への対応の根拠となる規則等を開示すべきと主張する。

一方で、実施機関は、審査請求人がその他求める具体的な文書について、特定の職員が業務を行ううえでの規定等は作成しておらず、不存在と主張する。

審査請求人は、特定の職員や特定の状況を具体的に記載し、その対応の根拠となる規則等を求めているが、そのようなきわめて個別的就具体的状況を想定した公文書は社会通念上存在しないことは明白である。

したがって、当該文書を不存在とした決定は妥当である。

### (3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

別表
----

請求 番号	開示請求日 (A)	開示請求内容 (B)	決定日 (C)	決定内容
1	R7. 2. 17	<p>①建築開発課の職員が杖をついている県民に対して、「後ろに下がれ」と指を指して「シッシ」と思いやりも何もない差別的な行政指導を実施した。そのような行政指導を行うと規定している公文書</p> <p>②建築開発課の職員が守秘義務違反につながる提言を無視すると規定している公文書</p>	R7. 3. 3	不存在
2	R7. 2. 19	<p>2025年2月19日から建築開発課の執務スペースへの来庁者の入口に、前日までとは違い、執務スペースから3メートル45センチ離れた位置に、業務上関係者以外の立入りをお断りする旨の行政指導がされている。</p> <p>①なぜこのような行政指導を始めたのか、誰が何の権限で決めたのかがわかる公文書</p> <p>②申請に関する復代理人が関係者であるかないかわかる公文書</p> <p>③住民監査請求予定者が関係者であるかないかわかる公文書</p> <p>④行政サービスのために来庁した来庁者が用があっても執務スペースが遠いので職員を呼ぶのに大きな声を出さざるを得ないことは公務執行妨害になるかならないかわかる公文書</p> <p>⑤他の部署と違って3メートル45センチも離して他の部署と違う対応をしなければならぬ根拠がわかる公文書</p> <p>⑥結果として建築審査班と建築安全班に来庁者が訪問できなくなっていることが行政サービスとして正しい状況である根拠がわかる公文書</p>	R7. 3. 3	不存在

3	R7. 3. 2	<p>2025年2月19日から建築開発課の執務スペースへの来庁者の入口に、前日までとは違い、執務スペースから3メートル45センチ離れた位置に、業務上関係者以外の立入りをお断りする旨の行政指導がされている。</p> <p>①公務中にしなければならない名札をしないで関係者しか入れないスペースに多数の方が立入りしていた。そのようなことをしても良いとする規則等</p> <p>②都市政策課の職員が県民からの忠告を無視すると規定している規則</p> <p>③建築開発課の職員は公務中とは思えないような服装で名札もしないで公務をしていた。県庁の駐車場で県民から公務中は名札をしましょうと親切に忠告された際に「もう終わったわアホ」と大声で叫ばれた。このようなことはしてはいけないのかを判断できない方が公務で公正な判断ができることがわかる根拠及び仕返しをして許認可等を遅らせたりしないかがわかる公文書</p>	R7. 3. 14	不存在
---	----------	---	-----------	-----

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容 ※【】内の数字は別表に記載の請求番号
R 7 . 8 . 8	・ 諮問書の受理【1～3】
R 7 . 8 . 29	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【1～3】 ・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理【1～3】
R 7 . 9 . 16	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼【1～3】
R 7 . 12 . 8	・ 書面審理 ・ 併合に係る審議 (令和7年度第8回第1部会)
R 7 . 12 . 16	・ 実施機関及び審査請求人に対して併合審議の通知【1～3】
R 8 . 1 . 20	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和7年度第9回第1部会)
R 8 . 2 . 26	・ 審議 ・ 答申 (令和7年度第10回第1部会)

## 三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
※委 員	田 中 亜 以	司法書士
※委 員	田 中 三 貴	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	伊 藤 綾 香	株式会社三十三総研
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	渡 邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。